

## ○富里市いじめ問題調査委員会運営要綱

平成29年7月26日

教育委員会告示第8号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき設置される富里市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (調査等)

第2条 条例第10条第2号に規定する重大事態に係る調査は、次に掲げる事項を配慮するものとする。

- (1) 各委員は、調査の公平性、中立性及び透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
  - (2) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を合わせて行うことも差し支えないものとする。
  - (3) 調査に当たっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校から調査に関する資料等の提供を求め、児童生徒へのアンケート及び学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からのヒアリング並びに現地調査等を実施することができる。
  - (4) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。
- 2 調査委員会は、学校が行う重大事態に係る調査に対し、調査委員会の委員を派遣し、助言及び支援することができる。
- 3 調査委員会は、教育委員会が調査主体を判断するに当たり、意見を述べることができる。

### (報告等)

第3条 調査委員会は、調査の進捗状況等について、適宜、教育委員会へ報告するものとする。

2 調査委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。

### (会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長が調査委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 条例第10条第2号に規定する事項を調査審議する場合
- (2) 富里市情報公開条例（平成13年条例第2号）第8条第2項に規定する不開示情報を含む事項について調査審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合  
(事務局)

第5条 調査委員会の事務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日教委告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日教委告示第2号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。